

# 福祉部 平成27年2月定例議会予定議案の概要

## 1. 事件議決案（6件）

件 名	概 要	所 管 課																
不動産及び動産の無償譲渡の件	<p>不動産及び動産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めらる。</p> <p>1. 旧府営寺方住宅跡地の一部</p> <p>府立金剛ココニ再編整備の一環として、金剛ココニ利用者の地域生活への移行等を推進するため、地域生活支援拠点施設（グループホーム、障害福祉サービス事業所）を整備する下記法人に土地を無償譲渡する。</p> <p>【所在地及び不動産の種別等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 在 地</th> <th>不動産の種別等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>守口市寺方本通2丁目3-1</td> <td>土地 1,708.92 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-14</td> <td>土地 16.12 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-15</td> <td>土地 25.80 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-16</td> <td>土地 1.93 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-17</td> <td>土地 450.20 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-18</td> <td>土地 600.20 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-19</td> <td>土地 600.20 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>【相手方】社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p> <p>2. 旧大阪府立大東園</p> <p>平成10年に策定した「府立社会福祉施設のあり方検討」に基づき、平成12年4月に施設（建物）の譲渡を行ったが、施設の今後の自立健全経営のため、現在施設を運営している下記法人に土地を無償譲渡する。</p> <p>【所在地】大東市末広町887番82、1011番1、1011番10、1011番11、1011番12、1014番1</p> <p>【不動産の種別等】土地 5,121.21 m<sup>2</sup></p> <p>【相手方】社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会</p> <p>3. 旧大阪府立白鷺園</p> <p>平成10年に策定した「府立社会福祉施設のあり方検討」に基づき、平成12年4月に施設（建物）の譲渡を行ったが、施設の今後の自立健全経</p>	所 在 地	不動産の種別等	守口市寺方本通2丁目3-1	土地 1,708.92 m <sup>2</sup>	同 3-14	土地 16.12 m <sup>2</sup>	同 3-15	土地 25.80 m <sup>2</sup>	同 3-16	土地 1.93 m <sup>2</sup>	同 3-17	土地 450.20 m <sup>2</sup>	同 3-18	土地 600.20 m <sup>2</sup>	同 3-19	土地 600.20 m <sup>2</sup>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p> <p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p> <p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
所 在 地	不動産の種別等																	
守口市寺方本通2丁目3-1	土地 1,708.92 m <sup>2</sup>																	
同 3-14	土地 16.12 m <sup>2</sup>																	
同 3-15	土地 25.80 m <sup>2</sup>																	
同 3-16	土地 1.93 m <sup>2</sup>																	
同 3-17	土地 450.20 m <sup>2</sup>																	
同 3-18	土地 600.20 m <sup>2</sup>																	
同 3-19	土地 600.20 m <sup>2</sup>																	

	<p>営のため、現在施設を運営している下記法人に土地を無償譲渡する。</p> <p>【所在地】堺市東区白鷺町二丁 1183 番 10</p> <p>【不動産の種別等】土地 4,949.63 m<sup>2</sup></p> <p>【相手方】社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会</p> <p>4. 大阪府立整肢学院</p> <p>平成 13 年に策定した「大阪府行財政計画」に基づき、地域において事業展開が図られるべき施設と位置付け、国立民営施設とするため、現在指定管理者として施設を運営している下記法人に土地、建物等を無償譲渡する。</p> <p>【所在地】大阪市北区中津二丁目2番 22 号</p> <p>【不動産及び動産の種別等】土地 3,426.27 m<sup>2</sup> 建物 延床面積 6,281.36 m<sup>2</sup>、 医療用ベッドその他の物品</p> <p>【相手方】社会福祉法人恩賜財団済生会</p> <p>5. 泉南医療福祉センター</p> <p>平成 10 年に策定した整備計画に基づき「旧泉南病院」と「旧府立泉南特別養護老人ホーム」に老人保健施設を加え、平成 14 年に移転整備したが、施設の今後の自立健全経営のため、現在施設を運営している下記法人に土地を無償譲渡する。</p> <p>【所在地】泉南市りんくう南浜3番7、 3番 15、3番 16</p> <p>【不動産の種別等】土地 16,942.56 m<sup>2</sup></p> <p>【相手方】社会福祉法人恩賜財団済生会</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p> <p>国民健康保険課</p>
<p>大阪府障害者扶養共済制度掛金に関する債権放棄の件</p>	<p>大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】回収不能となった掛金 8 万 5,800 円及び当該掛金に係る遅延損害金</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課</p>
<p>高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権放棄の件</p>	<p>高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】貸付額 127 万 8,300 円のうち回収不能となった 47 万 1,545 円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	<p>高齢介護室 介護支援課</p>

大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】 遅延損害金 3 万 7,079 円	子ども室 子育て支援課
大阪府婦人更生資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府婦人更生資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】 貸付額 66 万 6,888 円のうち回収不能となった 36 万 4,122 円及び当該貸付金に係る遅延損害金	子ども室 家庭支援課
堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を 1 年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求める。 【変更内容】 (改正前) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで (改正後) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	子ども室 家庭支援課

## 2. 条例案

(新規制定 1 件)

件 名	概 要	所 管 課
大阪府民生委員定数条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）に基づく民生委員法の改正により、民生委員の定数を都道府県条例で定めるとされたことに伴い、新たに条例を制定する。 【施行予定期日】 公布の日	地域福祉推進室 地域福祉課

(一部改正 11件)

件名	概要	所管課
大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、児童発達支援や放課後等デイサービスの運営基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、基準該当生活介護・短期入所の対象拡大等が行われたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日</p>	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>介護保険法の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日 規則で定める日</p>	高齢介護室 介護事業者課
大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>介護保険法の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日 規則で定める日</p>	高齢介護室 介護事業者課
大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、通所介護事業所の設備を利用し、宿泊サービスを実施している事業所について事故報告の仕組みを設けるなど、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日</p>	高齢介護室 介護事業者課

<p>大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を介護予防サービスから削除する他、介護保険法の改正に伴う規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正により、介護支援専門員が、指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとするなど、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、介護予防通所介護を提供している事業所について、事故報告の仕組みを設けるなど、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成27年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>

大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例	<p>売春防止法の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>介護保険法に基づく介護支援専門員の実務研修等について、国が定める研修の基準が改正されたことに伴い、受講料手数料を改定するため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 28 年 4 月 1 日他</p>	<p>高齢介護室 介護支援課</p>
大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく事務について、希望する市町村に対し、同市の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。</p> <p>①認可外保育施設からの届出の受理等（児童福祉法第 59 条第 1 項等）</p> <p>②社会福祉事業（老人福祉センターを運営する事業）開始の届出の受理等（社会福祉法第 69 条第 1 項等）</p> <p>③社会福祉事業（隣保事業）の開始の届出の受理等（社会福祉法第 69 条第 1 項等）</p> <p>2 子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、市町村が処理する事務の範囲等を定める児童福祉法の適用条項が改正されたため、所要の改正を行う。</p> <p>3 母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、名称が変更されたことに伴い、引用している条項の規定整備等を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p>	<p>地域福祉推進室 地域福祉課、 高齢介護室 介護事業者課、 子ども室 子育て支援課</p> <p>子ども室 子育て支援課</p> <p>子ども室 家庭支援課</p>

(廃止 1 件)

件 名	概 要	所 管 課
大阪府立整肢学院条例を廃止する条例	<p>大阪府立整肢学院の民営化に伴い、廃止する。</p> <p>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>

### 3. 報告（1件）

件名	概要	所管課
債権放棄報告の件	<p>福祉部の所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例（平成 22 年大阪府条例第 59 号）第6条第3項の規定により次のとおり放棄したので、同条第4項の規定により報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金 【件数】 8件 【放棄した債権】 43,800 円及び遅延損害金 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>2. 大阪府民生安定生業資金貸付金 【件数】 1件 【放棄した債権】 7,527 円及び遅延損害金 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>3. 大阪府立身体障害者福祉センターに係る診察料 【件数】 1件 【放棄した債権】 1,740 円及び遅延損害金 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>4. 大阪府立身体障害者福祉センターに係る診断書等交付手数料 【件数】 1件 【放棄した債権】 1,500 円及び遅延損害金 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>5. 大阪府障害者扶養共済制度掛金 【件数】 15 件 【放棄した債権】 62,500 円及び遅延損害金 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>6. 大阪府保母修学資金貸付金 【件数】 3件 【放棄した債権】 遅延損害金 6,994 円 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>7. 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 【件数】 7件 【放棄した債権】 9,000 円及び遅延損害金 26,187 円 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>8. 大阪府婦人更生資金貸付金 【件数】 11 件 【放棄した債権】 49,215 円及び遅延損害金 【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> </ol>	<p>地域福祉推進室 地域福祉課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>子ども室 子育て支援課</p> <p>子ども室 子育て支援課</p> <p>子ども室 家庭支援課</p>